

小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部改正について

1 改正の背景

小田原市生涯学習センター本館ホール以外の施設の使用許可申請については、使用しようとする日が奇数月に属する場合は使用しようとする日の属する月の4か月前の月の初日、偶数月に属する場合は使用しようとする日の属する月の5か月前の月の初日を受付開始日としているところですが、その取扱いを簡略化し、受付開始日を統一する等のため、小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部改正を行うものです。

2 改正する規則

小田原市生涯学習センター条例施行規則

3 改正の内容

(1) 受付開始日の変更

小田原市生涯学習センター本館ホール以外の施設に係る使用許可申請の受付開始日を次のように変更することとします。

改 正 後	改 正 前	
4か月前の月の初日	使用日が奇数月	4か月前の月の初日
	使用日が偶数月	5か月前の月の初日

(2) 2以上の時間区分にわたって使用する場合の器具使用料

小田原市生涯学習センターにおける器具使用料の金額は、時間区分ごとに定められていますが、2以上の時間区分にわたって使用する場合のこれらの時間区分の間の時間においては、それぞれの時間区分における器具使用料の額を合算した額を納めていただくことにより使用できることとします。

4 施行年月日

令和8年3月1日（予定）